

# 主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等について

(2021年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み	配偶者（特別）控除 [最大 38 万円]	夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式）の選択	婚姻控除 <sup>(注1)</sup> [最大 17 万円]	夫婦単位課税 （二分二乗方式）の選択	世帯単位課税 （N分N乗方式） <sup>(注2)</sup>
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税（実質的な二分二乗方式）の選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税（二分二乗方式）の選択制	世帯単位課税 （N分N乗方式）
（参考） 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる	夫婦別産制	夫婦別産制 <sup>(注3)</sup>	法定共通制 <sup>(注4)</sup>

(注1) イギリスでは、配偶者の一方が自らの基礎控除（12,500ポンド（171万円）：高所得者については控除額が逡減・消失）を全額使い切れなかった場合、その残額（最大1,250ポンド（17万円））を他方（給与所得者の場合、給与所得が50,000ポンド（685万円）以下で所得税の基本税率である20%が適用される者が対象）の基礎控除額に移転することができる。

(注2) フランスでは、家族除数（N）は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以下被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

(注3) ドイツでは、原則別産制。財産管理は独立に行うことができるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。

(注4) フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制（夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する）。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=137円（裁定外国為替相場：令和3年（2021年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。